

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット
役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット(以下、「本法人」という)の役員報酬支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額および支給日)

第 3 条 理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が社員総会において承認された金額を超えない範囲で、従業員給与水準を考慮し、理事会において定める。その際、報酬額ともに支払支給日について、同理事会にて承認を得るものとする。

附則

この規程は、令和 2 年度より遡及適用することとする。

附則 (令和 6 年 6 月 11 日改正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 6 月 11 日理事会決議)